

第 号議案

品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

品川区長および副区長の給与および旅費条例（昭和22年品川区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料および渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費および渡航雑費」に、「別表に定めるものを除き、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中指定職の職務にある者相当額」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第1条第2項第2号の指定職職員等に支給される額に相当する額」に改める。

別表を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料および食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費および宿泊手当」に、「8種」を「7種」に改め、同条第3項中「車賃および宿泊料」を「その他の交通費および宿泊費」に改める。

(品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

- 4 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年品川区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料および渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費および渡航雑費」に改める。

(調査、審査等に出頭した者および公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 調査、審査等に出頭した者および公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和40年品川区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、宿泊料および食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費および宿泊手当」に改める。

(品川区行政委員会の委員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 品川区行政委員会の委員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和43年品川区条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料および渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および渡航雑費」に改める。

(品川区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

- 7 品川区監査委員の給与等に関する条例(平成4年品川区条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料および渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および渡航雑費」に改める。

(説明) 国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたこと等を踏まえ、区長、副区長等の旅費の種類を改める必要がある。

第 号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 森 澤 恭 子

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年品川区条例第5号）
の一部を次のように改正する。

第9条の3（見出しを含む。）中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第9条の4の見出しを削る。

第15条第1項第1号および第2号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第16条の4第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第16条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（次条において

「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 育児を行う職員に係る超過勤務の制限の対象となる子の年齢を見直すとともに、介護両立支援制度等に係る措置を定めるほか、子の看護のための休暇の見直しに伴い規定を整備する必要がある。

第 号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 森 澤 恭 子

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第2項中「、第11条の3」を削る。

第21条の2第3号および第4号ならびに第21条の3第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第21条の2第3号および第4号ならびに第21条の3第1項第1号および第3項第1号の改正規定ならびに次項および付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年6月1日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）

および第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て規則で定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年品川区条例第41号）の一部を次のように改正する。

付則第9項中「、第11条の3」を削る。

（説明）定年前再任用短時間勤務職員等に対して住居手当を支給するほか、刑法の改正に伴い規定を整備する必要がある。

第 号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 森 澤 恭 子

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和26年品川区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第1条」を「第2条」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説明）国家公務員等の旅費支給規程の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第 号議案

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 森 澤 恭 子

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成20年品川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条の2（見出しを含む。）中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第10条の見出しを削る。

第16条第1項第1号および第2号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第17条第1項中「定める者」の次に「（第17条の4第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この項および次条

において「介護両立支援制度等」という。) その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第9条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 育児を行う学校教育職員に係る超過勤務の制限の対象となる子の年齢を見直すとともに、介護両立支援制度等に係る措置を定めるほか、子の

看護のための休暇の見直しに伴い規定を整備する必要がある。

第 号議案

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 森 澤 恭 子

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第28条第3号および第4号ならびに第29条第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第32条第3項中「、第14条および第16条」を「および第14条」に改める。

別表第2の1級の項中「また」を「または」に改め、同表4級の項中「主幹教諭」の次に「または指導教諭」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第28条第3号および第4号ならびに第29条第1項第1号および第3項第1号の改正規定ならびに次項および付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 令和7年6月1日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）およ

び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て品川区教育委員会規則で定める。

（説明）指導教諭の職を創設するとともに、定年前再任用短時間勤務職員に対して住居手当を支給するほか、刑法の改正に伴い規定を整備する必要がある。

第 号議案

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 森 澤 恭 子

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の旅費に関する条例（平成21年品川区条例第30号）の一部
を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第1条」を「第2条」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説明）国家公務員等の旅費支給規程の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第 号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 森 澤 恭 子

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年品川区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条の2（見出しを含む。）中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第11条の3の見出しを削る。

第17条第1項第1号および第2号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第18条第1項中「定める者」の次に「（第18条の4第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この項および次条

において「介護両立支援制度等」という。) その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（説明）育児を行う幼稚園教育職員に係る超過勤務の制限の対象となる子の年齢を見直すとともに、介護両立支援制度等に係る措置を定めるほか、子

の看護のための休暇の見直しに伴い規定を整備する必要がある。

第 号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 森 澤 恭 子

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第28条第3号および第4号ならびに第29条第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第31条の2の見出し中「および住居手当」を削り、同条中「、第12条および第14条」を「および第12条」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第28条第3号および第4号ならびに第29条第1項第1号および第3項第1号の改正規定ならびに次項および付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年6月1日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）

および第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て品川区教育委員会規則で定める。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年品川区条例第56号）の一部を次のように改正する。

付則第9項中「、第12条および第14条」を「および第12条」に改める。

（説明）定年前再任用短時間勤務職員等に対して住居手当を支給するほか、刑法の改正に伴い規定を整備する必要がある。

(案)

議員提出第 号議案

選択的夫婦別姓について議論を尽くすことを国会及び政府に求める意見書
上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 年 月 日

提出者

まつざわ 和昌	石 田 秀 男
高 橋 伸 明	こしば 新
西 村 直 子	せ お 麻 里
えのした 正人	澤 田 えみこ
若 林 ひろき	こんの 孝 子
塚本 よしひろ	あくつ 広 王
つ る 伸一郎	新 妻 さえ子
ゆきた 政 春	大倉 たかひろ
木 村 健 悟	松永 よしひろ
山本 やすゆき	須 貝 行 宏
藤 原 正 則	筒井 ようすけ
西 本 たか子	高 橋 しんじ
石 田 しんご	横 山 由香理
田 中 たけし	おぎの あやか

品川区議会議長

渡 辺 ゆういち 様

選択的夫婦別姓について議論を尽くすことを国会及び政府に求める意見書

婚姻後も旧姓の通称使用を希望する人がいることから、令和2年12月に政府が閣議決定した第5次男女共同参画基本計画では、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む」ことが明記されており、各省庁では既に、免許証、パスポート等について、旧姓併記ができるように改めている。

しかし、旧姓の通称使用が法律に基づいていないために、民間公益法人の資格や金融機関の口座開設など通称使用を認めていないケースもある。また、婚姻を希望するものの、いずれか一方の姓になることにより、個人のアイデンティティが喪失されるとの意見もある。

一方で、選択的夫婦別姓制度を採用した場合、親子や兄弟姉妹の別姓につながり、子どもへの影響を懸念する声や戸籍制度を通じた手続きの煩雑さを懸念する声も存在している。

最高裁判所大法廷は、平成27年と令和3年の2度にわたり、夫婦同姓制度は憲法に違反していないと判断しつつも、夫婦の姓に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき」と判示しており、「国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待する」との意見も記載され、国会に委ねられた。その後、十分な議論が進んでおらず、選択的夫婦別姓を求める訴訟が相次いで提起されている。

よって、品川区民を含む全ての国民が、誰もが自分らしく生きられるよう、国会及び政府に対し、国民の様々な意見や社会状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論を尽くされるよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

品川区議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） あて

(案)

議員提出第 号議案

選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 年 月 日

提出者

安藤 たい作

賛成者

石田 ちひろ

鈴木 ひろ子

のだて 稔史

品川区議会議長

渡辺 ゆういち 様

選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書

選択的夫婦別姓制度については、1996年に法務省・法制審議会から制度導入を含む民法改正の答申が出されている。さらに、国連の女性差別撤廃委員会は国連女性差別撤廃条約の実施状況に関して日本について8年ぶりの審査を行い、10月29日、総括所見を発表した。総括所見は、2003年以降3回にわたり選択的夫婦別姓制度を実現するよう勧告されてきたにもかかわらず、日本政府が制度を実現するための法改正を行わなかったことを指摘し、勧告の実施について2年以内に追加報告することを求めている。

法務省によると、夫婦同姓を法律で義務付けている国は世界でも日本以外にない。かつて、夫婦同姓を義務付けていたドイツ・スイス・オーストリア等も女性差別撤廃条約に基づき、選択的夫婦別姓を導入している。夫婦同姓の強制によって、法律上は「どちらかの氏に」となっているものの、内閣府のデータでは95%の女性が夫の姓になっている。姓の変更を強制することは、仕事や社会生活を送る上での様々な不便・不利益をもたらし、自分のアイデンティティを奪われると感じるなど、個人の尊厳を脅かしている。

政府は夫婦別姓を認めるかどうかは日本社会の家族のあり方に関わる重要な問題であって国民の理解が必要であり、婚姻によって姓を変えた人が不利益を被らないよう旧姓の使用拡大に努めてきたと述べている。しかし、通称使用を拡大したとしても、例えば、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関や企業とのやり取り等での困難は避けられないなど、7分野にもわたる旧姓使用の限界が存在することを内閣府自身がまとめている。

昨年6月には、経団連から選択的夫婦別姓の早期実現を求める提言が発表された。提言では「通称使用は企業にとってビジネス上のリスク」であるとする意見等が述べられている。

品川区は、2024年4月、「ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現する条例」を制定し、その基本理念では「女性が尊厳と誇りをもって自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人がもつ力を十分に発揮できること」と述べ、誰もが自分らしく生きられる社会を実現することを目指している。こうした条例を持つ区の議会として、選択的夫婦別姓制度実現のために力を尽くすことが求められている。

よって、品川区議会は、国会および政府に対し、選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

品川区議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） あて

本会議運営（案）

第1回定例会 令和7年2月19日 午後1時開議

議事日程（1）		
第1	会期の決定について（2月19日～3月26日 36日間）	
・施政方針説明		
第2	一般質問	代表質問 ①まつざわ和昌（自民30分） 《休憩 15分》 ②若林ひろき（公明30分） ③大倉たかひろ（未来30分）
終了予定 4：40		

議 事 日 程 (1)

第1回定例会 令和7年2月19日 午後1時開議

第1 会期の決定について

第2 一般質問

本会議運営（案）

第1回定例会 令和7年2月20日 午前10時開議

議事日程（2）		
第1	一般質問	代表質問 ④鈴木ひろ子（共産30分） ⑤須貝行宏（品改30分） 《休憩 昼》 一般質問 ①ひがしゆき（未来20分） ②おぎのあやか（無所属20分） 《休憩15分》 ③澤田えみこ（自民25分） ④こんの孝子（公明20分）
		終了予定 4：10

議 事 日 程 (2)

第 1 回定例会 令和 7 年 2 月 2 0 日 午前 1 0 時開議

第 1 一 般 質 問

本会議運営（案）

第1回定例会 令和7年2月21日 午前10時開議

議事日程（3）

	第1	一般質問	⑤木村健悟（未来20分） ⑥西村直子（自民25分） ⑦安藤たい作（共産20分） 《休憩 昼（委員長会）》 ⑧やなぎさわ聡（無所属20分）	
42件一括 議題 堀越副区長 説明	第2	第10号議案	品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	総務委員会付託
	第3	第11号議案	品川区国際交流推進基金条例	
	第4	第12号議案	品川区職員定数条例の一部を改正する条例	
	第5	第13号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
	第6	第14号議案	非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
	第7	第15号議案	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	
	第8	第16号議案	品川区職員の退職管理に関する条例	
	第9	第17号議案	品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨てるの防止に関する条例の一部を改正する条例	
	第10	第18号議案	品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例	文教委員会付託
	第11	第19号議案	品川区すまいるスクールの実施に関する条例の一部を改正する条例	
	第12	第20号議案	品川区子どもの未来応援基金条例	
	第13	第21号議案	品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例	
	第14	第22号議案	品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例	厚生委員会付託
	第15	第23号議案	品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例	
	第16	第24号議案	品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例	
	第17	第25号議案	品川区立発達障害者支援施設条例の一部を改正する条例	
	第18	第26号議案	品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例	
	第19	第27号議案	品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例	
	第20	第28号議案	品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
	第21	第29号議案	品川区手数料条例の一部を改正する条例	建設委員会付託
	第22	第30号議案	品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	
	第23	第31号議案	品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	
	第24	第32号議案	品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例	
	第25	第33号議案	品川区立公園条例の一部を改正する条例	
	第26	第34号議案	品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	
	第27	第35号議案	第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）請負契約	総務委員会付託
	第28	第36号議案	第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約の変更について	
	第29	第37号議案	浜川中学校校舎改築その他工事請負契約の変更について	
	第30	第38号議案	浜川中学校校舎改築その他機械設備工事請負契約の変更について	
	第31	第39号議案	浜川中学校校舎改築その他電気設備工事請負契約の変更について	
	第32	第40号議案	城南第二小学校改築工事請負契約の変更について	

	第33	第41号議案	指定管理者の指定について	厚生委員会付託
	第34	第42号議案	指定管理者の指定について	
	第35	第43号議案	指定管理者の指定について	
	第36	第44号議案	指定管理者の指定について	
	第37	第45号議案	指定管理者の指定について	
	第38	第46号議案	指定管理者の指定について	
	第39	第47号議案	指定管理者の指定について	
	第40	第48号議案	指定管理者の指定について	
	第41	第49号議案	指定管理者の指定について	
	第42	第50号議案	指定管理者の指定について	
	第43	第51号議案	指定管理者の指定について	
9件一括 議題 新井副区長 説明	第44	第1号議案	令和6年度品川区一般会計補正予算	予算特別 委員会付託
	第45	第2号議案	令和6年度品川区国民健康保険事業会計補正予算	
	第46	第3号議案	令和6年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算	
	第47	第4号議案	令和6年度品川区介護保険特別会計補正予算	
	第48	第5号議案	令和7年度品川区一般会計予算	
	第49	第6号議案	令和7年度品川区国民健康保険事業会計予算	
	第50	第7号議案	令和7年度品川区後期高齢者医療特別会計予算	
	第51	第8号議案	令和7年度品川区介護保険特別会計予算	
	第52	第9号議案	令和7年度品川区災害復旧特別会計予算 ①動議により予算特別委員会設置 ②議案を付託 ③名簿により委員を選任 ④本会議を休憩し、委員会を開催 《予算特別委員会正副委員長互選》 ⑤本会議を再開し、互選結果を報告	
追加議事日程				
9件一括 議題 堀越副区長 説明	第1	第52号議案	品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例	総務委員会付託
	第2	第53号議案	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
	第3	第54号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
	第4	第55号議案	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	
	第5	第57号議案	学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	文教委員会付託
	第6	第58号議案	学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
	第7	第59号議案	学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	
	第8	第60号議案	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
	第9	第61号議案	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
① 議員説明	第10	議員提出 第1号議案	選択的夫婦別姓について議論を尽くすことを国会及び政府に求める意見書 ②議場即決を諮る ③討論（賛成：やなぎさわ聡議員） ④採決	簡易・起立
議事日程（3）				
	第53	請願・陳情の付託	請願 6件（総2・区1・厚1・建1・文1） 陳情 12件（総2・区3・厚2・建3・文1・災害環境1）	
終了予定 2 : 4 5				

議 事 日 程 (3)

第 1 回 定 例 会 令 和 7 年 2 月 2 1 日 午 前 1 0 時 開 議

- | | | |
|-------|-------------|---|
| 第 1 | 一 般 質 問 | |
| 第 2 | 第 1 0 号 議 案 | 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 3 | 第 1 1 号 議 案 | 品川区国際交流推進基金条例 |
| 第 4 | 第 1 2 号 議 案 | 品川区職員定数条例の一部を改正する条例 |
| 第 5 | 第 1 3 号 議 案 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 第 6 | 第 1 4 号 議 案 | 非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 第 1 5 号 議 案 | 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 8 | 第 1 6 号 議 案 | 品川区職員の退職管理に関する条例 |
| 第 9 | 第 1 7 号 議 案 | 品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨てる防止に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 1 0 | 第 1 8 号 議 案 | 品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例 |
| 第 1 1 | 第 1 9 号 議 案 | 品川区すまいるスクールの実施に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 1 2 | 第 2 0 号 議 案 | 品川区子どもの未来応援基金条例 |
| 第 1 3 | 第 2 1 号 議 案 | 品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例 |
| 第 1 4 | 第 2 2 号 議 案 | 品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例 |
| 第 1 5 | 第 2 3 号 議 案 | 品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例 |
| 第 1 6 | 第 2 4 号 議 案 | 品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例 |
| 第 1 7 | 第 2 5 号 議 案 | 品川区立発達障害者支援施設条例の一部を改正する条例 |
| 第 1 8 | 第 2 6 号 議 案 | 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 1 9 | 第 2 7 号 議 案 | 品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 2 0 | 第 2 8 号 議 案 | 品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 2 1 | 第 2 9 号 議 案 | 品川区手数料条例の一部を改正する条例 |
| 第 2 2 | 第 3 0 号 議 案 | 品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 2 3 | 第 3 1 号 議 案 | 品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 |
| 第 2 4 | 第 3 2 号 議 案 | 品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例 |
| 第 2 5 | 第 3 3 号 議 案 | 品川区立公園条例の一部を改正する条例 |
| 第 2 6 | 第 3 4 号 議 案 | 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 |

- | | | |
|------|----------|--------------------------------|
| 第 27 | 第 35号議案 | 第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）請負契約 |
| 第 28 | 第 36号議案 | 第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約の変更について |
| 第 29 | 第 37号議案 | 浜川中学校校舎改築その他工事請負契約の変更について |
| 第 30 | 第 38号議案 | 浜川中学校校舎改築その他機械設備工事請負契約の変更について |
| 第 31 | 第 39号議案 | 浜川中学校校舎改築その他電気設備工事請負契約の変更について |
| 第 32 | 第 40号議案 | 城南第二小学校改築工事請負契約の変更について |
| 第 33 | 第 41号議案 | 指定管理者の指定について |
| 第 34 | 第 42号議案 | 指定管理者の指定について |
| 第 35 | 第 43号議案 | 指定管理者の指定について |
| 第 36 | 第 44号議案 | 指定管理者の指定について |
| 第 37 | 第 45号議案 | 指定管理者の指定について |
| 第 38 | 第 46号議案 | 指定管理者の指定について |
| 第 39 | 第 47号議案 | 指定管理者の指定について |
| 第 40 | 第 48号議案 | 指定管理者の指定について |
| 第 41 | 第 49号議案 | 指定管理者の指定について |
| 第 42 | 第 50号議案 | 指定管理者の指定について |
| 第 43 | 第 51号議案 | 指定管理者の指定について |
| 第 44 | 第 1号議案 | 令和6年度品川区一般会計補正予算 |
| 第 45 | 第 2号議案 | 令和6年度品川区国民健康保険事業会計補正予算 |
| 第 46 | 第 3号議案 | 令和6年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| 第 47 | 第 4号議案 | 令和6年度品川区介護保険特別会計補正予算 |
| 第 48 | 第 5号議案 | 令和7年度品川区一般会計予算 |
| 第 49 | 第 6号議案 | 令和7年度品川区国民健康保険事業会計予算 |
| 第 50 | 第 7号議案 | 令和7年度品川区後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 51 | 第 8号議案 | 令和7年度品川区介護保険特別会計予算 |
| 第 52 | 第 9号議案 | 令和7年度品川区災害復旧特別会計予算 |
| 第 53 | 請願・陳情の付託 | |

追加議事日程

第1回定例会 令和7年2月21日

- | | | |
|-----|-----------|-------------------------------------|
| 第 1 | 第52号議案 | 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例 |
| 第 2 | 第53号議案 | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 3 | 第54号議案 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 | 第55号議案 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 5 | 第57号議案 | 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 | 第58号議案 | 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 第59号議案 | 学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 8 | 第60号議案 | 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | 第61号議案 | 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議員提出第1号議案 | 選択的夫婦別姓について議論を尽くすことを国会及び政府に求める意見書 |

6 特人委給第 572 号
令和 7 年 2 月 17 日

品川区議会議長
渡辺 ゆういち 様

特別区人事委員会
委員長 松原 忠義
(公印省略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（回答）

令和 7 年 2 月 10 日付品議発第 208 号により意見聴取のあった下記条例案中、意見聴取を要する部分については、異議ありません。

記

- 第 13 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 15 号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 16 号議案 品川区職員の退職管理に関する条例

6 特人委給第 576 号
令和 7 年 2 月 17 日

品川区議会議長
渡辺 ゆういち 様

特別区人事委員会
委員長 松原 忠義
(公印省略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（回答）

令和 7 年 2 月 10 日付品議発第 209 号により意見聴取のあった下記条例案
については、異議ありません。

記

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 第 53 号議案 | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 54 号議案 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 55 号議案 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 57 号議案 | 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 58 号議案 | 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 59 号議案 | 学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 60 号議案 | 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 61 号議案 | 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |